

# チェック表(1面)の結果「市・都民税の申告」が必要になった方

市・都民税申告書は、令和4年に市・都民税の申告をした方などには、1月下旬ごろに郵送する予定です。窓口でもお渡ししている他、市ホームページ(右記QRコード参照)からダウンロードすることもできます。 課税課市民税係 ☎042-497-2040



令和5年度 市民税・都民税申告書

資料番号

1 現住所 東京都清瀬市中里5-842  
2 1月1日現在の住所 東京都清瀬市中里5-842  
フリガナ キヨセ タケオ  
氏名 清瀬 竹郎  
生年月日 22.1.1  
電話番号 042-492-5111

① 所得金額(令和4年)

所得の種類	金額
事業所得	0
農業所得	0
不動産所得	0
配当所得	0
利息所得	0
雑所得	0
合計	0

② 公的年金等 業務・その他

③ 所得合計 0

④ 医療費控除(特例含む)

⑤ 障害者控除

⑥ 収入(所得)がなかった方の記載欄

## ◆年金収入のみの方

必ず記入	①・②
必要に応じて記入	④・⑤

- ①現住所・令和5年1月1日現在の住所・電話番号・氏名・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日を記入してください。
- ②年金の源泉徴収票に記載のある支払金額を記入してください(複数の公的年金をお受けの場合は合計金額を記入してください)。
- ④申告者ご本人様に該当する内容があれば記入してください。
- ⑤配偶者および扶養親族がいる場合、情報を記入してください。個人番号(マイナンバー)も忘れずに記入してください。 ※太枠以外の控除については、源泉徴収票、控除証明書、医療費控除の明細書などが添付されている場合は、金額を市職員が転記するため、記入は不要です。ただし、年金からの天引き以外で納付した社会保険料がある場合は必ず記入してください。

## ◆収入がなかった方

必ず記入	①・③・⑥
必要に応じて記入	④・⑤

- ①現住所・令和5年1月1日現在の住所・電話番号・氏名・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日を記入してください。
- ③「0」と記入してください。
- ④申告者ご本人様に該当する内容があれば記入してください。
- ⑤配偶者及び扶養親族がいる場合、情報を記入してください。個人番号(マイナンバー)も忘れずに記入してください。
- ⑥裏面の該当欄に記入してください。

## ◆上記に当てはまらない方

「市・都民税申告書」の手引きを参考に記入してください。

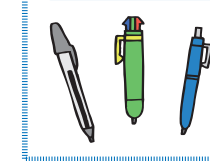
## 郵送での提出にご協力ください

市・都民税申告書を郵送で提出する場合は、必要書類を同封し、下記送付先へ郵送してください。申告書の控えの返送をご希望の場合は、返送先を記載のうえ、84円切手を貼った返送用封筒を同封してください。【送付先】〒204-8511清瀬市中里5-842 清瀬市課税課市民税係

# 市・都民税の申告にお持ちいただくものなど

課税課市民税係 ☎042-497-2040

## 筆記用具

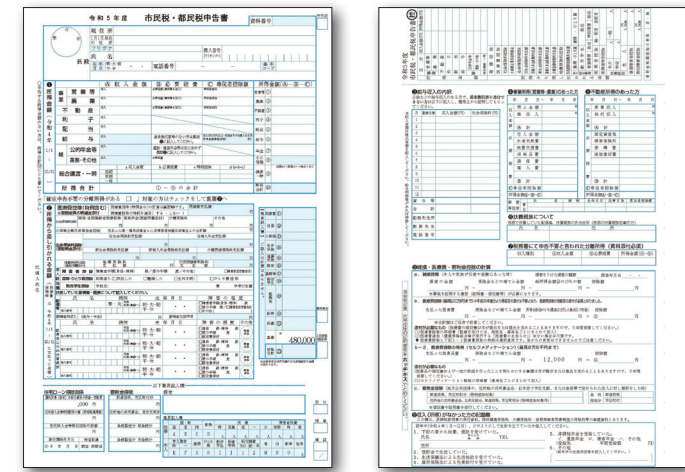


足りない書類などがあると受け付けできません。お越しになる前に一度持ち物をご確認ください。

※例年お持ちいただいていた印鑑は不要になりました。

## 市・都民税申告書

昨年度、市・都民税申告書を提出していただいた方や、新たに清瀬市に転入された方を対象に、令和5年度分市・都民税申告書を送付します。1月24日(火)発送予定となりますので、お手元に届きましたら、必要に応じてご提出ください。なお、提出の必要があるかどうかについては、本号1面を確認してください。 ※市・都民税申告書は市ホームページからダウンロードできます(右記QRコード参照)。



## 申告時に気を付けていただきたいこと

扶養親族(16歳未満含む)、障害の等級などの人的控除を忘れずにご記入ください。(2面中段左の④⑤欄)

## 医療費のお知らせ(医療費等通知書)は医療費控除に使用できます

医療費等通知書は、医療費控除に使用することができます。下記のとおり発送済みまたは発送予定ですのでご確認ください。

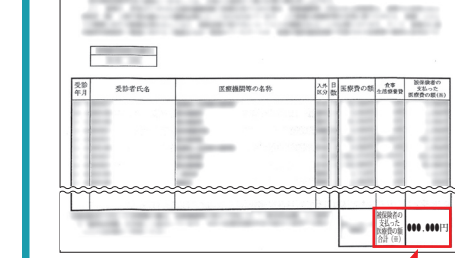
◆国民健康保険  
○令和3年11月診療分～令和4年6月診療分＝令和4年11月に送付済み  
○令和4年7月～10月診療分＝令和5年2月中旬から下旬に発送予定

◆後期高齢者医療  
《医療費等(10割)が5万円を超える月のある方》  
○令和3年9月診療分～令和4年8月診療分＝令和5年1月末日ごろに発送予定

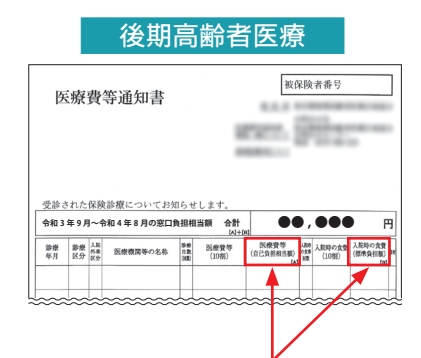
実際にご自身が負担された額と異なる場合(公費負担医療や高額療養費など)は、その金額を差し引くなどご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。また、医療費控除は前年の1月から12月までの支払額が対象となります。医療費通知書に記載されていない診療月については、ご自身で明細書を作成してください。なお、差額ベッド代などの保険適用外は含まれていません。

国民健康保険 ☎042-497-2047、保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050

後期高齢者医療 ☎042-497-2040、おむつ使用証明書が発行した「おむつ使用証明書」が必要。2年目以降は基準を満たせば市で証明が発行できる場合があります。



「被保険者の支払った医療費の額合計(※)」の金額を申告してください。



「自己負担相当額」と「標準負担額」の合計金額を申告してください。(注)画像はいずれもイメージです。

## 要介護認定等をお持ちの方へ～医療費控除・障害者控除の対象ではありませんか？

◆医療費控除  
○施設サービス＝①介護老人保健施設や介護療養型医療施設、介護医療院の利用者の一部負担額・食費および居住費負担額②特別養護老人ホームに平成12年4月1日以降に入所した方は介護費の1割から3割、食費および居住費の自己負担額の合計額の2分の1に相当する額

○居室サービス＝訪問看護・訪問リハビリなどの医療系サービスの自己負担額。また、これらの居室サービスにあわせて同月に利用した訪問介護などの利用者一部負担額

○おむつ代＝傷病により6か月以上入浴たきりで、医師の治療を受け、おむつを使用している方(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。2年目以降は基準を満たせば市で証明が発行できる場合があります) ※いずれも申告時には「医療費控除の明細書」の作成と添付が必要。

◆障害者控除  
○65歳以上で介護保険の要介護認定を受け、要介護3以上の方。または要介護1以上の寝たきり度や認知症度の高い方で、身体障害者と同等の程度と認められる方。

○居室サービス＝訪問看護・訪問リハビリなどの医療系サービスの自己負担額。また、これらの居室サービスにあわせて同月に利用した訪問介護などの利用者一部負担額

○おむつ代＝傷病により6か月以上入浴たきり度、医師の治療を受け、おむつを使用している方(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。2年目以降は基準を満たせば市で証明が発行できる場合があります) ※いずれも申告時には「医療費控除の明細書」の作成と添付が必要。

○施設サービス＝①介護老人保健施設や介護療養型医療施設、介護医療院の利用者の一部負担額・食費および居住費負担額②特別養護老人ホームに平成12年4月1日以降に入所した方は介護費の1割から3割、食費および居住費の自己負担額の合計額の2分の1に相当する額

○居室サービス＝訪問看護・訪問リハビリなどの医療系サービスの自己負担額。また、これらの居室サービスにあわせて同月に利用した訪問介護などの利用者一部負担額

○おむつ代＝傷病により6か月以上入浴たきり度、医師の治療を受け、おむつを使用している方(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。2年目以降は基準を満たせば市で証明が発行できる場合があります) ※いずれも申告時には「医療費控除の明細書」の作成と添付が必要。

○施設サービス＝①介護老人保健施設や介護療養型医療施設、介護医療院の利用者の一部負担額・食費および居住費負担額②特別養護老人ホームに平成12年4月1日以降に入所した方は介護費の1割から3割、食費および居住費の自己負担額の合計額の2分の1に相当する額

○居室サービス＝訪問看護・訪問リハビリなどの医療系サービスの自己負担額。また、これらの居室サービスにあわせて同月に利用した訪問介護などの利用者一部負担額

# チェック表(1面)の結果「確定申告」が必要になった方

## パソコン・スマートフォンから申告

①国税庁ホームページにアクセス



スマートフォンをお持ちでマイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータルAP」からも簡単に申告ができます。

②画面の指示に従って申告書を作成

③いずれかの方法で申告書の提出

- ◆マイナンバーカードを使って送信(二次元バーコード)  
マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンが必要です。
- ◆マイナンバーカードを使って送信(ICカードリーダー)

マイナンバーカードとICカードリーダーが必要。 ◆IDとパスワードを使って送信  
ご利用にはあらかじめ税務署にて「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行が必要です。本人確認書類を持参し、税務署にて事前に手続きをお願いします。 ◆郵送  
作成した申告書を印刷して東村山税務署に郵送してください。 〒189-8555東村山市本町1-20-22 東村山税務署

## 手書きの申告書で申告

申告書は東村山税務署や市役所などで配布します。市役所では2月1日(火)より2階の市民協働ルーム前や各申告受付会場にて配布予定です。

## 東村山税務署 確定申告作成会場開設

1月23日(月)より、東村山税務署内に確定申告作成会場が開設されます。受け付けは、午前8時30分から午後4時までです。入場には整理券が必要になりますので、当日または事前にLINEアプリでお手続きください。詳しくは、国税庁ホームページを確認してください。

東村山税務署個人課税部門 ☎042-394-6811(代表)



電子申告画面のイメージ (左:パソコン、右:スマートフォン)



医療費控除、セルフメディケーション税制を受けるには、「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書とともに提出いただく必要があります。各控除を受けることはできません。申告会場では、各明細書の作成は行っていませんので、必ず事前にご自身で作成してください。なお、領収書の提出は必要ありませんが、ご自身で5年間保存してください。医療費控除の明細書は右記QRコードよりダウンロードできます。